

議案第49号

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部改正について

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する
条例

(逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例(平成24年逗子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第7条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(療養通所介護の基本方針)

第7条の3 指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による

観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

第10条中「法第8条第19項」を「法第8条第20項」に改める。

第11条第1項中「法第8条第20項」を「法第8条第21項」に改める。

第12条第1項中「法第8条第21項」を「法第8条第22項」に改める。

第16条第1号中「指定夜間対応型訪問介護」の次に「、指定地域密着型通所介護、指定療養通所介護」を加える。

(逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 逗子市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例(平成24年逗子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

(逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(平成26年逗子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法(平成9年法律第123号)等の改正により、小規模な通所介護の指定権限が市町村に移行することに伴い、当該通所介護に係る基準を市の条例で定めるほか、その他の改正の要あるため提案する。